

# 駐車監視員活動ガイドライン

## 三重県四日市南警察署

令和3年2月見直し

駐車監視員は、三重県公安委員会の登録を受けた法人に所属し、放置駐車違反の確認や確認標章の取り付けを行います。交通違反の反則切符を作成したり、違反金を徴収したりすることはありません。  
駐車監視員活動ガイドラインとは、駐車監視員の活動方針を定めたものです。  
駐車監視員は、本ガイドラインで定めた路線、区域、時間帯を重点に放置駐車車両の確認作業等を行います。

最重点路線		重点時間帯
市道西浦4号線	諏訪交番前交差点～向陽ビル前交差点	7:00～22:00
市道西町線	四日市消防本部東交差点～近鉄四日市駅東交差点	

重点路線		重点時間帯
市道西新地久保田線	西浦二丁目交差点～中部交差点	7:00～22:00
国道164号	中部交差点～JR関西線北浜踏切	

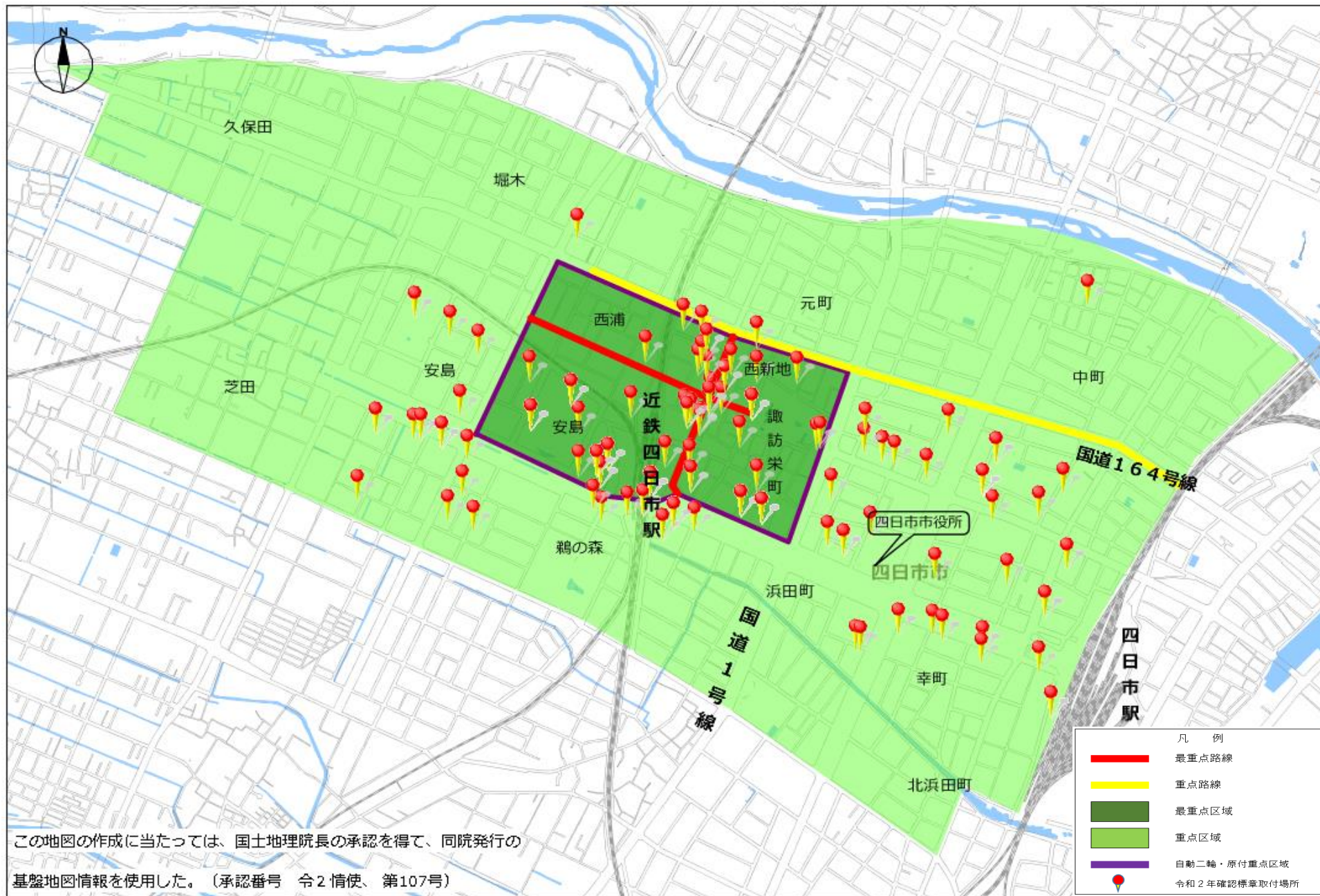
最重点区域		重点時間帯
西新地、諏訪栄町、西浦一丁目、安島一丁目 【四日市市違法駐車防止条例重点地区】		7:00～22:00

重点区域		重点時間帯
堀木一・二丁目、安島二丁目、鵜の森一・二丁目、西浦二丁目、西町、元町 浜田町、中部、諏訪町、三栄町、北浜田町、中町、元新町、新々町、沖の島町 栄町、幸町、新町、本町、朝日町、久保田一・二丁目、芝田一・二丁目、北町 八幡町、北条町、北浜町		7:00～22:00

自動二輪・原付重点区域		重点時間帯
西新地、諏訪栄町、西浦一丁目、安島一丁目 【四日市市違法駐車防止条例重点地区】		7:00～22:00 (歩道上の放置二輪車に対しては、自転車撤去活動に併せて実施)

※ 祭礼等必要がある場合は、この時間帯及び路線、区域を超えて活動する場合があります。

駐車監視員活動ガイドライン（令和2年確認標章取付け状況）  
三重県四日市南警察署



※ 祭礼等必要がある場合は、この時間帯及び路線、区域を超えて活動する場合があります。